

ので、その機能障害の程度に応じて、次により準用等級を定めること。

(1) 嗅覚脱失又は鼻呼吸困難については、第12級の12を準用すること。

(2) 嗅覚の減退については、第14級の9を準用すること。

2 嗅覚脱失及び嗅覚の減退については、T & Tオルファクトメータによる基準嗅力検査の認知域値の平均嗅力損失値により、次のように区分する。

5.6以上 嗅覚脱失

2.6以上5.5以下 嗅覚の減退

なお、嗅覚脱失については、アリナミン静脈注射（「アリナミンF」を除く。）による静脈性嗅覚検査による検査所見のみによって確認しても差し支えないこと。

ので、その機能障害の程度に応じて、次により準用等級を定めること。

(1) 嗅覚脱失又は鼻呼吸困難については、第12級の12を準用すること。

(2) 嗅覚の減退については、第14級の9を準用すること。

### 3 味覚の検査方法に関する改正

口の障害である味覚の脱失の障害認定に際して行う検査方法については、従来、テストペーパー及び諸種薬物による検査とし、障害等級認定基準において具体的な検査方法は指定されていませんでしたが、今後は、「濾紙ディスク法」における最高濃度液による検査を行うこととされました。

味覚障害に関する障害等級認定基準の新旧比較は次のとおりです。

新	旧
1 味覚障害は、 <u>濾紙ディスク法における最高濃度液による検査により、基本4味質がすべて認知できないものを味覚脱失として取り扱い、その程度に達しないものは、障害補償の対象としないこと。</u>	1 味覚障害は、 <u>テスト・ペーパー及び諸種薬物による検査結果がすべて無反応であるもののみを味覚脱失として取り扱い、その程度に達しないものは、障害補償の対象としないこと。</u>